

議案第 6 4 号

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項を次のように改める。

前条第 1 項の許可を受けてプールを経営する者（以下「許可経営者」という。）が、当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割（当該プールの経営を承継させるものに限る。）があつたときは、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

付 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の 2 の規定は、この条例の施行の日前に経営の譲渡があつた場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

(提案理由)

プールを経営する者の地位の承継について譲渡によるものを加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。